(b)　建設業法（昭和24年法律第100号）建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定ＪＶの構成員が、２社の場合は30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７⑴⒜の認定（上記７⑴⒜の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴⒜の認定を受けていない構成員は、上記７⑴⒜の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７⑴⒜の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴⒜の認定又は上記７⑴⒜の一般競争参加資格がないとの認定（上記７⑴⒜の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「堺地方合同庁舎建築工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度において中日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）の所掌する建設工事及び調査等の業務についての契約を締結する場合の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 22 年 10 月８日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　金子　剛一

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

１　申請を受付ける工事種別及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事種別は、次のとおりとする。

ただし、申請者が経常建設共同企業体である場合においては、競争参加資格の申請を受付ける工事種別は、１に掲げるものに限るものとする。（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。）

１　土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　タイル・れんが・ブロック工事）

２　舗装工事（ほ装工事）

３　ＰＣ橋上部工工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事）

４　鋼橋上部工工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事）

５　建築工事（建築一式工事　大工工事　左官工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　屋根工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　防水工事　内装仕上工事　建具工事　清掃施設工事）

６　電気工事（電気工事）

７　通信工事（電気通信工事）

８　管工事（管工事　機械器具設置工事　熱絶縁工事　水道施設工事）

９　塗装工事（塗装工事）

10　造園工事（造園工事）

11　区画線工事（塗装工事）

12　のり面処理工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事）

13　防護さく工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事）

14　遮音壁工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事）

15　標識工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事）

16　トンネル内装工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　タイル・れんが・ブロック工事　板金工事）

17　トンネル非常用設備工事(消防施設工事)

18　受配電設備工事（電気工事）

19　遠方監視制御設備工事（電気通信工事）

20　交通情報設備工事（電気通信工事）

21　トンネル換気設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事）

22　機械設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事　清掃施設工事）

23　道路補修工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　防水工事）

（調査等）

調査等業務の業種区分は、次のとおりとする。

１　測量一般

２　航空測量

３　地質・土質調査

４　環境調査

５　交通量調査・解析

６　道路設計

７　橋梁設計

８　トンネル設計

９　標識設計

10　その他土木設計

11　建築設計

12　電気設備設計

13　通信設備設計

14　機械設備設計

15　造園設計

16　土木施工管理

17　建築施工管理

18　設備施工管理

19　造園施工管理

20　権利調査

21　土地評価業務

22　物件等調査

23　事業損失関係調査

24　補償関連業務

25　電算業務

26　図面・調書作成

27　記録・資料作成

28　品質管理業務

29　維持修繕調査

30　気象関係調査

31　経済調査

32　関連公共事業・施設調査

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の競争参加資格の審査

ア　建設工事

①　インターネット申請を行う場合　平成22年11月１日から平成22年11月30日までに次のアドレスにアクセスしてパスワードを申請し、平成22年12月１日から平成23年１月14日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp

②　書類を郵送して申請を行う場合　３に掲げるアドレスにアクセスして申請書類を入手し、平成22年12月１日から平成22年12月28日（当日消印有効）までに、⑶に掲げる提出場所に書留郵便にて郵送することとする。

イ　調査等

①　インターネット申請を行う場合　平成22年11月１日から平成22年11月30日までに次のアドレスにアクセスしてパスワードを申請し、平成22年12月１日から平成23年１月14日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

②　書類を郵送して申請を行う場合　３に掲げるアドレスにアクセスして申請書類を入手し、平成23年１月４日から平成23年１月31日（当日消印有効）までに、⑶に掲げる提出場所に書留郵便にて郵送することとする。